

◆ネガティブオプション（送りつけ商法）

申込みをしていないのに、一方的に商品が送られてくることをネガティブオプション（送りつけ商法）といいます。

送りつけられてくる商品の多くは、本、絵、雑誌等の印刷物です。

<事例>

今日、夫あてに皇族の額縁入り肖像画が送られてきて、代金3万8千円の口座振込用紙が同封されていた。夫に確認したが、注文した覚えはないと言う。

商品の中身が分からなかったので開封してしまったが、どのようにしたらよいか。

【アドバイス】

ネガティブオプション（送りつけ商法）の場合、ただちに自由に処分して構いません。